平成２４年（フ）第５号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根南羽沢50番地５県営羽沢アパート２号棟31号室
債務者　杜　　英貴
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第２６号
静岡県駿東郡清水町徳倉71番地の３　Ｒｙｕ－ｏｗマンション303
債務者　柴田　泰浩
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１７７号
栃木県佐野市栃本町2049番地10
債務者　工藤由美子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１７５号
栃木県足利市樺崎町76番地２
債務者　田代　　明
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第５０号
静岡県磐田市福田2123番地１
債務者　山中　健司
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２号
熊本県人吉市下薩摩瀬町497番地２
債務者　宮崎　純一
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第３号
熊本県人吉市下戸越町544番地１
債務者　永岡　広恵（旧姓大柿・土屋）
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第５号
北海道野付郡別海町豊原３番地の13
債務者　玉井　和子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第５８号
静岡市清水区高橋３丁目３番11号
債務者　清　　知徳
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９２号
静岡県焼津市中根501番地　中根マンションＦ302、旧住所静岡県焼津市田尻北1250番地の４
債務者　大杉なつみ
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第６３号
鹿児島県南さつま市加世田地頭所町６番地12
破産者　岡山　秀仁
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第７３６号
神奈川県足柄上郡大井町金子335番地
破産者　株式会社内藤組
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２６４７号
札幌市手稲区曙１条２丁目２番41号
破産者　有限会社エド農産商店
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０号
宮城県大崎市岩出山池月字下宮白山31番地の１、登記簿上の主たる事務所所在地宮城県仙台市青葉区上杉３丁目３番16号
破産者　宮城森林産業協同組合
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
千葉県香取市佐原ロ2097番地323
破産者　木内　　栄
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第７７号
金沢市泉２丁目15番36号
破産者　株式会社山純
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６９８号
愛知県あま市甚目寺須原99番地
破産者　スズキライジング株式会社
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部